

## 富山県個人情報保護審議会答申概要（答申第 25 号）

○件 名 児童相談所で書かれた〇〇と〇〇に関する文書についての保有個人情報部  
分開示決定に係る審査請求事案

### ○開示請求等の状況

- 1 開示請求年月日 令和4年3月10日
- 2 開示請求の内容 児童相談所で書かれた〇〇と〇〇に関する文書の全て
- 3 決定年月日 令和4年4月22日
- 4 決定内容 部分開示決定
- 5 審査請求年月日 令和4年4月25日
- 6 審査請求の内容 部分開示決定を取り消し、非開示部分の開示を求める。
- 7 諮問年月日 令和4年9月12日
- 8 答申年月日 令和5年3月3日

### ○答申の概要

#### <審議会の結論>

富山県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分開示決定処分（令和4年4月22日付けこ家第84号。以下「本件処分」という。）において非開示とした部分のうち、別記1の表の「審議会が開示すべきと判断した部分」欄を除き、非開示としたことは妥当であるが、同欄に掲げる内容は開示すべきである。

#### 別記1

| 対象頁 | 審議会が開示すべきと判断した部分 |
|-----|------------------|
| 163 | 標題               |
| 195 | 標題               |
| 200 | 標題               |
| 203 | 標題               |
| 205 | 標題               |
| 207 | 標題               |
| 213 | 標題               |
| 215 | 標題               |
| 219 | 標題               |
| 222 | 標題               |
| 225 | 標題               |
| 227 | 標題               |
| 240 | 標題               |